

当院の院外処方について

現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、また、令和6年10月より、後発品のある先発品を患者さまのご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担が発生する制度が導入されています（医療上の必要性がある場合等は除く）。当院では、薬局で患者さまへスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する『一般名処方』を実施しております。

「一般名処方」とは

- ① 処方せんには調剤される医薬品が記載されておりますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。
- ② 厚生労働省が示している記載方法に準じて【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」で記載されます

「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方せんでは、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者様の負担軽減や、国の医療費の節減に繋がります。



※銘柄名処方



※一般名処方

一般名処方加算

当院は「処方せん料」に「一般名処方加算」を算定しております。

一般名処方加算1：8点（後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合）

一般名処方加算2：6点（後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般名処方された場合）

※ 院内でお薬をお渡しする場合（院内処方）や、一部の新薬・漢方薬など一般名処方の対象外となるお薬のみを処方する場合には、この加算は発生いたしません。

ご不明な点がございましたら医師・薬剤師までお声掛けください。

医療法人社団恵有会 緑協和病院

2026年6月1日